

障害児通所支援事業所における定員超過について

★定員の遵守

「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」第39条において

「指定児童発達支援事業者は、利用定員及び発達支援室の定員を超えて、指定児童発達支援の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。」

と定められており、災害、虐待等やむを得ない事情を除き、事業所における**定員超過は認められていません**。上記やむを得ない事情がないにもかかわらず、定員を超過して、サービス提供を行っている場合は、**運営基準違反**なりますので直ちに是正を図ってください。

※必要に応じて、指定変更申請(利用定員の増の手続き)を行ってください。

上記手続きには、事前審査が必要となります。変更日の1か月より前に県に連絡をしてください。

連絡先：滋賀県障害福祉課事業所指導・人材確保係 障害児支援担当

TEL 077-528-3544

圏域によって、担当者が異なりますので、連絡をいただく際は、必ず、「事業所名」および「事業所所在地(市町)」を伝えていただくようお願いいたします。